

花巻市民間宅地開発支援事業補助金を創設しました

花巻市では、都市計画法に基づく開発許可が不要な面積3,000㎡未満の宅地開発において、狭隘道路の解消など快適な居住環境の形成に資するため、優良な宅地分譲を行う事業者に対し造成費用の一部を補助する民間宅地開発支援事業補助金を創設しました。

事業の概要

【補助対象】 下記のいずれにも該当する事業を行う場合に、事業に要する経費の一部を予算の範囲内で補助する。

- (1) 対象区域 ・花巻地域：居住誘導区域及び市長が別に定める区域
・石鳥谷地域：居住誘導区域
・大迫地域：生活サービス拠点区域
・東和地域：生活サービス拠点区域

ただし、各地域において、土砂災害特別警戒区域を除く

- (2) 宅地開発事業を行おうとする土地に補助対象者以外の所有権、抵当権等の担保権、又は賃借権等の用益権その他の権利の設定がある場合において、これらの権利者全員から宅地開発事業について同意が得られているもの
- (3) 1区画当たりの面積が165㎡以上の住宅用地を3区画以上分譲することができるもの
- (4) 宅地開発事業により分譲された住宅用地が一戸建て専用住宅以外の用途に供されないもの
- (5) 新設道路がある場合にあっては、有効幅員6メートル以上であるもの
- (6) 宅地開発事業による開発区域が既存の国道、県道、市道、又は花巻市の管理する認定外道路に接するもの
- (7) 既存道路のうち、市道又は花巻市が管理する認定外道路で、有効幅員6メートル未満の場合にあっては、道路中心線から3メートル又は既存道路の有効幅員が6メートルになるまで道路後退（以下「セットバック」という。）し、そのセットバックした用地を市に寄附するもの

【補助対象者】 宅地開発を行う宅地建物取引業者。ただし、下記のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 市税等の滞納があるもの
- (2) 花巻市暴力団排除条例（平成27年花巻市条例第52号）第2条第5号に規定する暴力団等に該当するもの
- (3) 市長が補助対象者として適当でないと認めるもの

【補助額】

補助額：下記①と②の内、いずれか低い額

ただし、1事業の上限は200万円

（都市機能誘導区域は上限300万円）

① 下記A + Bの額

A：「分譲区画数」×1区画当たり30万円

（都市機能誘導区域は50万円）

B：「新設道路及び既存の道路のセットバック部分で市に寄附した用地面積」

×

1平方メートル当たり5千円

② 宅地開発事業に係る工事費の1/2

工事費：土地造成費、上下水道整備費、道路整備費等



都市機能誘導区域以外の対象区域

区画：30万円×3区画 = 90万円

道路：5千円×90㎡ = 45万円

合計135万円

都市機能誘導区域

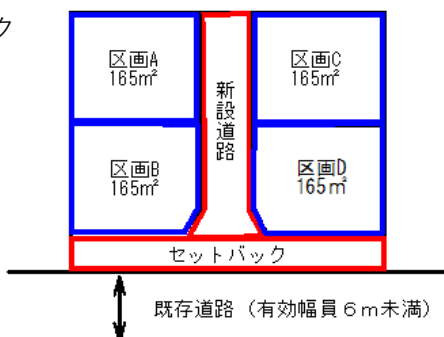
区画：50万円×3区画 = 150万円

道路：5千円×90㎡ = 45万円

合計195万円

※セットバック面積

延長45m×幅2m=90㎡と設定



都市機能誘導区域以外の対象区域

区画：30万円×4区画 = 120万円

道路：5千円×136㎡ = 68万円

5千円×72㎡ = 36万円

合計224万円

→ 上限200万円

都市機能誘導区域

区画：50万円×4区画 = 200万円

道路：5千円×136㎡ = 68万円

5千円×72㎡ = 36万円

合計304万円

→ 上限300万円

※新設道路面積

延長22m×幅6m=132㎡と設定

隅切2m×2m×0.5×2箇所=4㎡

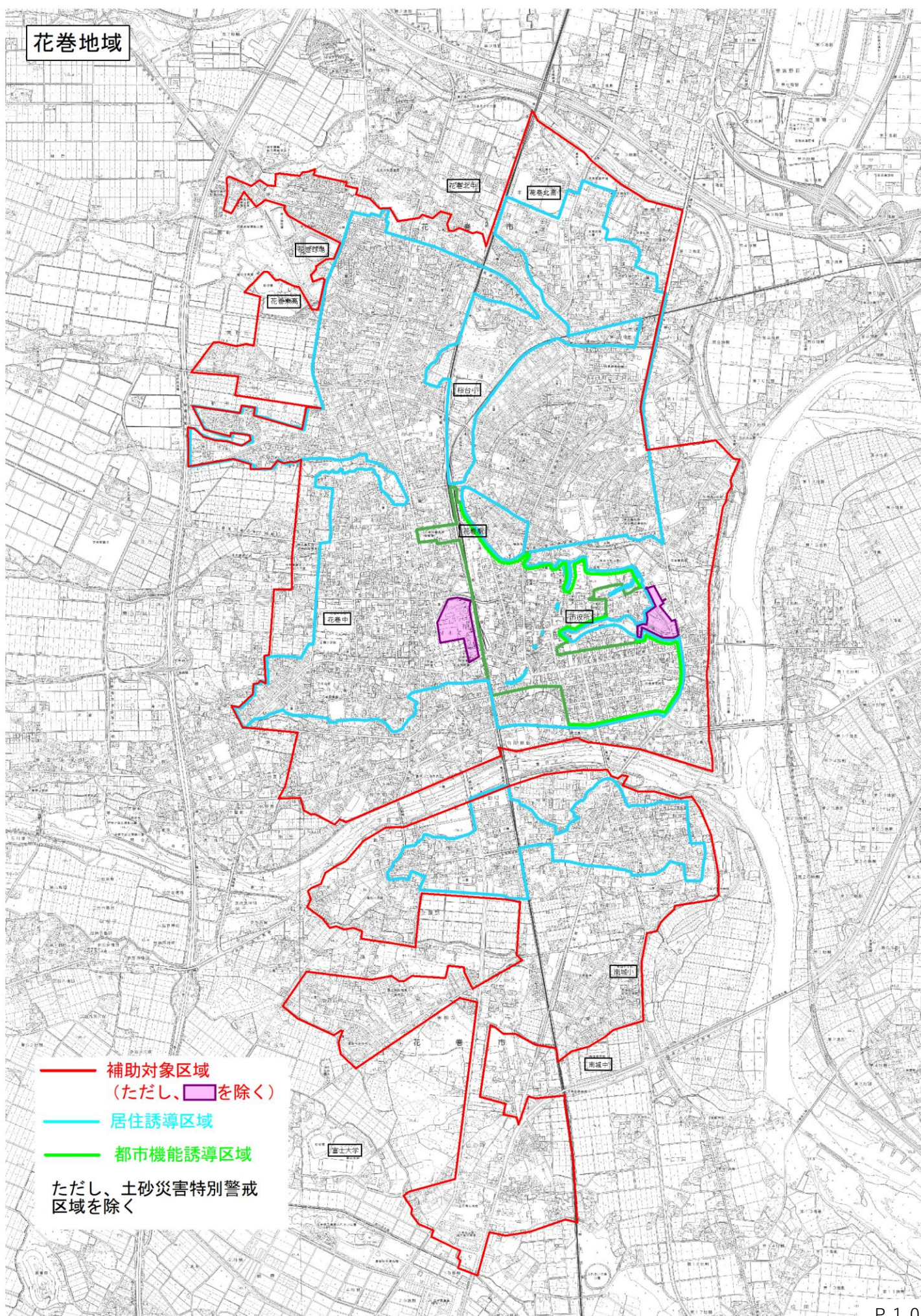
132㎡+4㎡=136㎡

※セットバック面積

延長36m×幅2m=72㎡と設定

上記算定額と工事費の1/2を比較し、低い額を補助する。

花巻地域



[illegible][illegible]

東和地域

